なかの

Vol. 201

（3ページに写真説明）

URL　http://www.nakanohoujinkai.org

新年賀詞交歓会

（平成27年1月8日（木）於：中野サンプラザ）

宮島副会長

26年度納税功労者の皆様

謝辞：榎本様

木村副会長

フォトコンテスト入賞者

入賞作品（13階ロビー）

横山副会長

税の川柳コンクール入賞者

髙野副会長

鈴木会長と…

乾杯：ご来賓の皆様

第7支部の皆様

第9中央・本町支部の皆様

第10支部の皆様

～～～ 第1支部他の皆様と… ～～～

司会：宮治氏

宗田副会長

中締め（盛会裏に終了！）

12月2日　中野法人会　福利厚生事業　第四弾

チャリティークリスマスの夕べ（於：ウェストフィフティーサード・日本閣）

大勢の皆様が参加されました

♪カズンのお二人♪

♪古賀いずみさん／漆戸啓さん♪

お二人のお仲間たちと！

中野法人会の 無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
（まずはお電話を…）

実施日時：4/2㈭、6/9㈫、8/12㈬、10/15㈭、12/19㈬
13:00～17:00（相談時間は、1案件:45分）
TEL：03−3388−6896　FAX：03−3388−2550（担当）佐藤・三國

掲　示　板（3～5月行事予定表）

月	日	時間	内容	会場	備考
3月	4･5･11日	9:00～	生活習慣病健康診断	中野ゼロ小ホール	
	5日㈭	11:00～12:30	広報委員会	法人会館	
	7日㈯	11:00～16:00	主催:中野区観光協会 なかのアンテナストリートvol.16	中野セントラルパークアベニュー	
	9日㈪	13:30～16:30	全法連：事務局セミナー	ハイアットリージェンシー東京	
	13日㈮	18:00～19:00	青年部会・役員会	法人会館	
	14日㈯	10:45集合	第9･10支部：日帰りバス研修会	川崎大師･羽田空港･クルージングディナー	
	15日㈰	8:50開会式	中野ランニングフェスタ2015	四季の森公園	
	16日㈪	10:30～12:00	厚生共益事業委員会	法人会館	
	〃	13:00～14:00	女性部会・役員会	法人会館	
	17日㈫	13:30～15:30	決算法人説明会	中野ゼロ(視聴覚ホール)	
	〃	14:00～15:00	女性部会・福利厚生事業第三弾	なかのZERO大ホール	
	18日㈬	10:30～12:00	公益事業委員会	法人会館	
	19日㈭	17:00～18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ20F	終了後：懇親会
	20日㈮	10:30～12:00	税制税務委員会	法人会館	
	21日㈯	11:30～16:30	中野駅125周年記念：式典他	JR中野駅周辺･サンプラザ前他	
	25日㈬	13:30～15:30	新設法人説明会	法人会館	
4月	3日㈮	17:15～18:00	中野通り桜まつり･オープニング	新井薬師公園	
	4・5日	10:00～16:00	中野通り桜まつり(税金クイズ)	新井薬師公園	
	6日㈪	10:30～12:00	総務・組織委員会	法人会館	
	〃	13:00～15:00	拡大・監査会	法人会館	
	7日㈫	13:30～16:00	書き方説明会	法人会館	
	8日㈬	13:00～14:00	女性部会・役員会（リハーサル）	法人会館	
	〃	14:00～15:00	女性部会・262回研修会	法人会館	
	〃	15:00～15:30	女性部会・第34回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
	9日㈭	10:30～11:30	中野税務懇談会	法人会館	
	〃	16:00～17:00	源泉研究部会・357回研修会	法人会館	
	〃	17:00～17:30	源泉研究部会・第40回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
	10日㈮	16:30～17:30	青年部会・387回研修会	法人会館	
	〃	17:30～18:00	青年部会・第35回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
	12日㈰	10:00～14:00	東法連･青連協第4ブロック“一斉税金クイズ”	豊島園	
	15日㈬	13:30～15:30	決算法人説明会	法人会館	
	16日㈭	14:00～16:45	第10回法人会全国女性フォーラム(記念講演･式典)	ヒルトン福岡シーホーク	
	21日㈫	15:30～16:45	理事会	中野サンプラザ14F クレセントルーム	
	〃	17:00～18:00	第16回健康セミナー(講師：井上正子先生)	中野サンプラザ14F クレセントルーム	終了後：懇親会
5月	14日㈭	15:30～16:30	(第1部)税務研修会	中野サンプラザ13F スカイルーム	一般受付開始:15時
	〃	16:30～17:30	(第2部)第4回通常総会	中野サンプラザ13F スカイルーム	
	〃	17:30～18:00	(第3部)感謝状贈呈式	中野サンプラザ13F スカイルーム	終了後：懇親会
	13日㈬	13:30～15:30	新設法人説明会	法人会館	
	20日㈭	13:30～15:30	決算法人説明会	法人会館	

4月21日開催の『健康セミナー』は、同封の案内をご参照の上ご参加下さい。

3月号の目次　「新年賀詞交歓会が盛大に!」

2015　VOL.201

新年賀詞交歓会 …… 2
チャリティクリスマスの夕べ …… 2
（お知らせ）無料法律相談 …… 2
署長講演会（橋本署長） …… 4
年頭所感（鈴木会長） …… 5
祝　辞（橋本署長） …… 6
ANTENNA㉜ …… 6
祝　辞（鈴木所長）（田中区長） …… 7
税務署だより・都税だより …… 8･9
知っとくと得情報（税の豆知識）（山岡先生） …… 10･11
行動する法人会（税制改正提言） …… 12
中野区だより＆お知らせ …… 13
部会だより（源泉研究部会・青年部会） …… 14･15
新年賀詞交歓会（大抽選会） …… 16

● 表紙（写真説明）……第13回フォト・コンテスト入賞『ひなまつり』（宮治誠人氏）・『のどか』（片岡早苗氏）

発行所　（公社）中野法人会　〒165－0026　東京都中野区新井2－33－6　電話（3388）6896　FAX（3388）2550　e-mail　houjin@onyx.dti.ne.jp
編集：広報委員会　印刷：友美堂　〒164－0013　東京都中野区弥生町6－5－7　電話（3381）1423　FAX（3381）1743

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

講師の橋本署長

✵講　演　会✵

「国税庁ホームページを活用しよう」「国際課税」

講師：中野税務署長　橋本秀法 様

【国税庁ホームページを活用しよう！】

今回は、税務署をもっと皆様に知って頂こうという意味で、「国税庁ホームページを活用しよう」ということで話をさせて頂きます。

さて、「国税庁ホームページ」では様々なことが分かります。いくつか例を挙げてみますと、①通勤手当の非課税限度額の引上げについて（通勤手当の非課税限度額が引き上げられたと聞いたがどういうことか？）、②パート（アルバイト）収入について（アルバイト収入がいくらまでなら所得税がかからないか？パート収入がいくらまでなら夫（親）の扶養になれるか？）、③消費税法について勉強したい、④所得税の確定申告書を自宅で作成したい、⑤税務署で待たずに納税証明書をもらう方法（納税証明書のオンライン請求の仕方）、⑥税務署でアルバイトをしたい（採用・募集情報を見たい）、⑦土地を相続した場合の課税価格はいくらか（路線価図を見て、路線価を調べたい）、⑧国税庁の活動、国際課税の状況等について知りたい、こういったことが全て、国税庁ホームページを利用することによって調べたり、情報を入手したり、あるいは申告書等の作成をすることができます。

具体的な操作ですが、まず「国税庁ホームページ」にアクセスすると、最初の画面には『ホーム』、『税について調べる』、『申告・納税手続』など６個のメニューボタンがあります。

例えば①の例ですと、平成26年４月１日以後に支払われるべき通勤手当について非課税限度額が引き上げられました。こういうトピックス的なものは、ホーム画面の一番最初に「トピックス欄」がありますから、「通勤手当の非課税限度額の引上げについて」をクリックすると改正の内容を確認することができます。電車などの交通機関を利用している人の場合、１か月当たり10万円、新幹線通勤の場合も実額の中で10万円まで非課税ですね。もちろん、その人にとってもっとも合理的な経路で通勤した時に必要と認められる金額ということが前提となりますが…。

また、②の例、こちらも良くある質問ですが、パート・アルバイト収入について、いくらまでなら所得税がかからないかというものです。これは「キーワード検索」を使って調べることができます。具体的な操作は、まず税について調べる訳ですから、『税について調べる』ボタンをクリック。良くある質問ですから『タックスアンサー』をクリックしてみます。次の画面で「キーワード検索」という項目があるので、ここでキーワードとして「パート収入」と入力。そうしますと、「パート収入はいくらまで所得税がかからないのか」というキーワードに関連する質疑事例が２題出てきますので、こちらを選択すると103万円以下と出てきます。こういう調べ方をすれば分かります。

それから、今、消費税が問題となっているから、ちょっと消費税法を勉強したいということであれば、『税について調べる』画面から入り「税務大学校講本」というものがあります。これは税法の一般的な教科書的なもので、消費税の基本的な仕組みなどが文章とイラストを使って分かりやすく説明してあります。

この他にも、④所得税の確定申告書を自宅で作成したいとか、⑥税務署でアルバイトをしたい！といった場合の募集・採用情報など…こういうこともホームページを活用していただければと思います。

【国際課税】

一昨年、ワシントンにあるIRS（Internal Revenue Service）の職員と会ってきました。IRSは日本でいう国税庁ですが、そこで様々な情報交換をして参りました。

国税庁では、国際的な取引への対応として、調査体制の充実・強化を図るとともに、制度面では国外財産に係る課税の適正化を図るための国外財産調書制度の創設、租税条約などに基づく情報交換の実施など、各国の税務当局と協力し、国際課税への対応を図っています。

企業や個人による国境を超えた経済活動が複雑・多様化する中、海外で受け取った収入を隠す、利益を得ているのにもかかわらず各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用してどの国にも税金を納めないといった国際的な税逃れ（国際的租税回避）が問題になっています。

さらに最近では、このような問題が大企業だけでなく、中小企業や個人の富裕層にも広がっています。

このような国際的租税回避に対応するため、専門的に対応する部署を設置し、情報の収集や分析などいろいろなことをやっています。また、日本だけでは対応できないので、国際タックスシェルター情報センター（JITSIC：Joint International Tax Shelter Information）、通称ジトシックに各国が職員を派遣し、情報交換要請への対応や知見の共有に取り組むなど、各国の税務当局と協力し、国際課税、その中でも特に問題のある国際的租税回避への対応を図っています。

ご清聴ありがとうございました。

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

新年賀詞交歓会

鈴木会長の年頭の辞　　**平成27年1月8日（木）中野サンプラザ**

新年明けましておめでとうございます。年の始めにあたり、一言ご挨拶をもうしあげます。

本日は公益社団法人中野法人会賀詞交歓会に、お忙しい中、また、大変お寒い中、このように大勢の皆様にお越し頂きありがとうございます。

特に橋本中野税務署長様、鈴木都税事務所長様、田中区長様をはじめ、ご来賓の皆様におかれましては、年明け早々の、ご公務ご多端の折、ご臨席を賜りまして、心より御礼申し上げます。橋本署長様には、先程大変わかり易く、役に立つ、大変有意義なご講話を頂き有難うございました。あらためてお礼申し上げます

また、昨年は、私共中野法人会の事業運営につきまして、ご来賓の皆様方を始め、法人会役員、各支部、各部会の皆様方など、多くの皆様方に、多大なご尽力、ご協力を頂き、本当にお世話になりました。お蔭様で、公益社団法人として、４年目を無事迎えることができました

重ねて感謝申しあげます。

さて、昨年は様様な面で変化の大きな年でした。ご存じのように経済では、消費税を８％に引き揚げた影響が大きく長引き、消費税率の10％への引き上げを１年半先延ばし、年末の総選挙となりました。選挙の結果はアベノミクスが信任され、第３次安倍内閣が発足しました

消費税率を先延ばした影響が今年良い方向にでることを願う次第です。それには、経済を成長路線に乗せることが絶対条件であると思います。

また、火山の噴火や、気候変動などによる風水害など思わぬ災害も多く発生し、各地で大きな被害が出、多くの方々が被災され心を痛めました。

一方海外では米国経済は本格的な回復に向け進みつつありますが、イスラム国の問題や、ロシアとウクライナの問題、さらにエボラ出血熱拡大や原油価格の大幅な下落の影響など、大きな不安を感じさせる状況も続いております。

本年は羊年ですが、羊は争いを好まず、平和や安泰を好みますので平和で安泰な年になればと願うしだいです。

そのような中、当法人会は昨年度も様々な事業を展開してまいりました。特に行政や他団体との共催での中野にぎわいフェスタは、四季の森公園を中心に、一段と発展し開催されました。橋本署長様をはじめ署の皆様や法人会役員、各部会の皆様に、ご協力頂き大成功に終わることができました。また、法人会の重要な支部活動では、９支部、10支部を中心に親会と合同でのセフティ教室や、第７支部のマジックショーとグルメの夕べ、親会の税を考える週間での西武信用金庫落合理事長様のご講演など、大変好評を頂きました。

税知識の普及促進につきましては、租税教育を中心に、地域に密着した形での小中学生対象の税金クイズを青年部会が万全の体制で取り組み、どちらも好評で、青年部会の皆様に心よりお礼を申しあげます。本年も一層充実した活動に期待をしております。

また、女性部会が進めております、税に関する絵葉書コンクールも年末に表彰式が行われ、選考に苦労したすばらしい作品が611枚も応募がありました。税が国を支えているという大切さが１枚の絵はがきにうまく表現されており、感心させられました。未来を背負う子供達の大変価値ある事業でありますので、本年も一層多くの学校からの応募を期待するものであります。

後ほど表彰を行いますが、源泉部会が中心となっての税の川柳コンクールもウイットとんだ110もの作品をおよせ頂き、皆様方にお礼を申しあげます。

e-Taxの普及につきましては、各事業の中で、利用拡大について、お願いをして参りました。まだまだ普及への一層の努力が必要と感じております。東京都から、eLTAXの利用促進についても、お願いがありぜひ合わせて、ご利用のご検討を願えればと思います。電子中心の社会が急速に進み、本年の確定申告では、税務署のプレハブでの対応も無くなりますので、新宿住友ビルに行くようになります。出来る限りe-Taxのご活用をお願い申しあげます。

次に法人会の最重要課題であります、会員増強についてでございます。

大変経済環境の厳しいなか、役員の皆様、支部の皆様方には、会員増強活動に努力を頂き、心より御礼申し上げます。受託三社をはじめ保険、金融関連の皆様方にお力添えを頂きましたことに、合わせて御礼申し上げます。公益社団法人となりまして、賛助会員制度も取り入れ、地域に密着した支部活動や社会貢献活動も各支部が青年部会、女性部会と連携し活発な活動をし、会員増強に取り組んで頂きました

皆様方の努力のお蔭で、12月現在75社の新規加入ができました。しかし、中野の再開発で大企業を始め、大学や様々な企業が中野に集まっているチャンスが生かせるよう、取り組まねばと努力不足を痛感しております。今後も全力で会員増強へ取り組む所存ですので一層のご協力をお願いいたします。

本年は、地方創生と成長戦略を中心に、景気回復の様様な施策が行われると思います。年末にはすでに決められているマイナンバー制度と合わせ、法人税の改正を含む、税制改正大綱がしめされました。法人会の役割が一層重要になってまいりました。そのように、変化の波は確実に法人会にも押し寄せ、今後の様様な変化への対応をしっかりとらえ、今まで以上に、行政や他団体との連携を強めながら、法人会、自らの力でも魅力を作り、切り開くことが必要だと考えます。地方創生とともに、東日本の復興と、2020年のオリンピックなど、新たなチャンスも生まれます。忍耐強く、羊年でもありますので、和をもって、前向きに、気力を充実し、根気よく元気で頑張り抜きたいと思っております。

役員一同、力を揃えて、さらに公益社団法人中野法人会として魅力を高めるよう頑張る所存でございますので、皆様方の一層の、ご指導ご鞭撻、ご協力のほど、よろしくお願い申しあげます。

皆様方のご健勝とご事業の発展をお祈り申し上げ、本年が良い年でありますよう合わせて祈念し、年頭の挨拶とさせて頂きます。どうもありがとうございました。

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

祝　辞

中野税務署
橋本署長

新年おめでとうございます。

鈴木会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務広報や租税教育活動など、日頃から税務行政全般にわたり、格別のご理解と温かいご支援を賜っており、お陰様で署の事務運営は順調に推移しております。心より感謝申し上げます。

先ほど会場の入口に貼り出してある『税の川柳』を拝見しまして『税収増　願う俺だが　節税派』という作品など、面白いたくさんの作品を有難うございます。

ところで、先ほど講演会の中でも話がありましたが、今年もまもなく所得税及び消費税の確定申告並びに贈与税の申告が始まります。皆様にもご案内のとおり、今年の確定申告書の作成・相談会場は税務署ではなく、「新宿住友ビル」、通称“三角ビル”に変わります。『確定申告の相談会場が新宿に変わる』ということは、大きなことであります。

中野で所得税確定申告をされる方は約７万人。その３分の２強は、e-Tax又は郵送による申告であり、自主申告がかなり定着してきております。一方、３分の１弱の方が相談に来署されていますが、その大部分は還付申告であります。サラリーマンの医療費控除などで、リピーターがたくさんいらっしゃいます。既に、昨年分の申告書もお持ちであり、ご自分で申告書を作成するには、これが大変参考になります。また、税理士の無料相談もあります。そろそろご自分で作成いただければありがたいところです。

また、従来、確定申告時期になると、プレハブを建てて、終われば壊してということを繰り返して参りましたが、環境問題等もあり、また、狭い署の敷地に建てたプレハブですと、寒い確定申告の時期に、雨や雪の降る屋外で長時間お待ちいただくこともあり、これらを回避するには、何署か合同で大きな会場を借りることにより、経費を削減し、かつ、スケールメリットを生かした効率的で寒い中で長時間待つことのない確定申告相談を行うことができます。そんなこんなで、署外会場となりました。どうぞご理解ご協力をお願いします。

さて、昨年４月から消費税の税率が３％上がりましたが、支払いは1.6倍になる訳です。国税の滞納残高は、お陰様でこの十数年間ずっと減少しております。ただ、今後はどのように推移するか分かりません。そういう意味で、コストパフォーマンス…どこにより力を入れるかということはとても大きな問題でございまして、私どもも、更に理解していただく努力をしてまいりたいと思っております。

それから、人の記憶に残るのは人の言葉だと思っております。どうか口々に『確定申告の作成・相談会場が新宿の住友ビルに変わるんだって…』とどんどん話をしていただきたいと思います。また、今後は、納税者番号制度が始まります。ID、パスワードができていけば、e-Taxがもっと普及するものと思っております。

いずれにいたしましても、皆様のご理解とご協力がなくては前に進みません。皆様には、大変お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

宮島副会長

大月副会長

司会：赤羽氏

～～ 役員の皆様 ～～

～～ ご来賓の皆様 ～～

～～～～～～ 第2部・会場風景 ～～～～～～

ANTENNA by NakanoHoujinkai ㉜

◀ランニングフェスタ2015

◀JR中野駅125周年記念

10月11日 オープニングセレモニー
（祝辞：鈴木会長）

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

祝　辞

中野都税事務所
鈴木所長

皆さん、明けましておめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました中野都税事務所長の鈴木でございます。

本日はお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、鈴木会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、東京都の税務行政及び中野都税事務所の事務運営等に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、日ごろから納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められるとともに、その幅広い啓発活動を通じて、地域社会に貢献されていることに、心から敬意を表する次第でございます。

また、地方税の電子申告制度「エルタックス」の普及促進に努めていただき、ありがとうございます。

さて、東京都は、先日、「東京都長期ビジョン」を発表いたしました。本ビジョンは、「世界一の都市・東京」の実現に向け、東京が目指すべき都市の姿が描かれております。今年も、2020年オリンピック・パラリンピックの大会成功に向け、万全に準備を進めるとともに、オリンピック・パラリンピックを飛躍台として、防災力の向上、少子高齢化対策など、様々な諸課題を解決し、東京が持続的に発展できる街にしていく決意にございます。

東京都主税局は、これらの取組を推進し、サービスの一層の向上が図れるよう、全力で都税収入の確保に取り組んでまいります。また、温暖化対策推進の一環として、中小企業者を対象に、省エネルギー設備を取得した場合に、事業税を減免する制度など、引き続き、税制面から支援してまいります。

昨年から、都内区市町村と連携し、オール東京で個人住民税の特別徴収の慫慂を推進しております。皆様方、事業主の皆様方にもご協力いただきたく、ご支援を改めてお願い申し上げます。

最後に、27年度固定資産税償却資産の申告書の提出期限は、２月２日でございます。エルタックスの電子申告も可能ですので、皆様には、引き続き適正な申告にご理解とご協力をお願い申し上げます。

中野都税事務所職員一同、本年も親切できめ細かい対応に心がけ、適正かつ公平な税務行政に推進してまいりたいと存じます。

結びにあたり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝、更なるご活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

田中区長

新年あけましておめでとうございます。

法人会の皆様は、税知識の普及・啓発、納税道義の高揚といった会の設立目的に沿って、様々に活動されているお姿に心より感謝申し上げます。

地域の様々なイベントに参りますと、法人会の皆様の半被姿を拝見して、社会貢献・地域貢献して頂いているお姿に頭の下がる思いであります。

会の活動を通じての仲間作りとか、達成感とか、それぞれ本当に充実した活動をし、大きな手応えも実感しているのかなと思い、とても頼もしく感じております。

税務署、都税事務所と同じように、中野区も税金を集めさせて頂いて、しっかりと無駄のない使い方をして、政策的な成果を上げることを目的にしております。税をしっかりと納税して頂くということは、私どもにとって重要ですが、毎年申し上げておりますが、中野は大変申し訳ない事に23区の中で、税の徴収率が下から数えて１、２番目という大変に成績の悪い区でございます。何年間も、様々に税の徴収努力を工夫しながらやって参りました。職員全員が督促の訪問をさせて頂いたり、督促状についても色や書き方などを様々に工夫したり、給与の差し押さえもかなり厳しくさせて頂くなど様々な取り組みをさせて頂いております。

これはとりもなおさず、真面目に納税して頂いている方に対して、本当に申し訳ないという事。それから本来であれば集めさせて頂く事ができれば行える「行政サービス」が十分にできないという事にも繋がっていくという事です。皆様方のご理解ご協力を頂きながら是非推進をしていきたいとおもっております。

税を使った事による効果ということも、皆様へご説明していかなければいけないなと思っております。

今、来年度予算の編成をしております。週明けには、議会に内示をさせて頂きます。まだ決まってはおりませんけれども、来年度の予算も昨年に引き続いて過去最大の規模の予算になる予定になっております。消費税の増税を見込んで、社会保障制度の充実を行うこととしております。子育て関係のサービス、高齢者の方へのサービス、予防接種等を充実をする事業などです。

又、街づくりを積極的に進めているという事で、用地取得関連の経費が増えるなど、予算の規模が大きくなっていく形になっております。経済が順調に伸び続けているような時代であれば良いのですが、リーマンショックのような経済変動があった時に、また税収が下がり、財政が大変厳しいことになっていくという事もございます。歳入を増やすための地域経済の活性化も重要です。

皆様にご理解を頂きながら、中野の街づくり、来年度も国家戦略特区というのに名乗りを上げております。これから南口の街づくり、囲町の街づくり、西口、区役所の建て替えそれからサンプラザと区役所の一体的な再整備等様々な取り組みを行って参ります。様々な取組みをしながら、来年度も充実した仕事ができるように皆様のご理解を頂きたいと思っております。

中野法人会の益々のご発展と、本日ご参会の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念致しまして、ご挨拶とさせて頂きます。

税務署だより

新宿・四谷・中野税務署からのお知らせ

確定申告会場が変わります！

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税の

確定申告書作成会場を

新宿住友ビル46階 に開設します。

税務署内では確定申告書の作成・相談は行っておりません。

開設期間	平成２７年2月１２日(木)から3月１６日(月)まで ※　土曜日及び日曜日を除く。ただし、２月２２日、３月１日の日曜日は開場します。
受付時間	午前9時から午後4時まで(相談は午前9時15分から) ※　会場が混雑している場合は、受付を早目に締め切ることがあります。

≪所在地≫

新宿区西新宿2－6－1　新宿住友ビル46階

都営大江戸線　【都庁前】駅から徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線　【西新宿】駅から徒歩8分
JR・小田急線・京王線・都営新宿線　【新宿】駅から徒歩10分

※ 会場の駐車場は有料です。また、駐輪場はありません。

インターネットで申告書作成 → 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）

申告書作成の相談がある方 → 新宿住友ビル４６階

申告書提出のみの方 → 管轄の税務署

詳しくは、国税庁ホームページまたは下記税務署でご確認ください。

新宿税務署	〒169-8561	新宿区北新宿1-19-3	TEL03-3362-7151（代表）
四谷税務署	〒160-8530	新宿区三栄町24	TEL03-3359-4451（代表）
中野税務署	〒164-8566	中野区中野4-9-15	TEL03-3387-8111（代表）

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

税務署だより

平成27年度　国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格　1　昭和60年４月２日から平成６年４月１日生まれの者
　　2　平成６年４月２日以降生まれの者で次に掲げるもの
　　(1)　大学を卒業した者及び平成28年３月までに大学を卒業する見込みの者
　　(2)　人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇ 申込手続　1　インターネット申込み（**原則、インターネット申込みとなります。**）
　　(1)受付期間　４月１日（水）９時～４月13日（月）［受信有効］
　　(2)受験案内（インターネット申込用）交付期間　２月２日（月）～４月13日（月）
　　(3)受験案内（インターネット申込用）交付場所　東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
　　※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。［http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm］
　　2　インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
　　(1)受付期間　４月１日（水）～４月２日（木）［４月２日（木）までの通信日付印有効］
　　(2)受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間　２月２日（月）～４月２日（木）
　　(3)受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所　東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

◇ 試験日　第１次試験 平成27年６月７日（日）
　　第２次試験 平成27年７月14日（火）～平成27年７月22日（水）のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に中野税務署総務課（TEL 03－3387－8111　内線203）までお尋ねください。

都税だより

中野都税事務所

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。
東京都で現在利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告　○中間申告 ○確定申告　○均等割申告 ○清算確定申告　○修正申告　など	○納付申告　○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出　○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出　など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	――
電子納税	○本税の納付　○延滞金の納付 ○加算金の納付　○見込納付	○本税の納付　○延滞金の納付 ○加算金の納付	――

〈利用手続きについてのお問い合わせ〉

【eLTAX ホームページ】 http://www.eltax.jp/　エルタックス　検索

【eLTAX ヘルプデスク】 0570－081459（左記の電話がつながらない場合は03－5500－7010）
※平日　午前9時～午後5時（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

〈申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ〉

【電子申告、電子申請・届出】
○新宿都税事務所（法人事業税・地方法人特別税・法人都民税・事業所税）☎ 03－3369－7151
○中野都税事務所（固定資産税（償却資産））☎ 03－3386－1111

【電子納税】
○中野都税事務所 徴収管理係　☎ 03－3386－1111

eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

知っとくと得情報　＝税の豆知識＝

税理士
山　岡　修　治
〒101-0047
千代田区内神田１－２－２
小川ビル７階
神田合同税理士事務所
TEL　03（3518）2711㈹
FAX　03（3518）2712
携帯　090（2212）0306
e-mail　higumasy@d6.dion.ne.jp

この時期、税務署では平成26年度の確定申告書（所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税）の受付をしております。**今回は、思わぬ病気やけがで診療や治療を受けたときに支払う医療費が一定額を超えた時に、その一部が戻ってくる「医療費控除」について説明をいたします。**

Ⅰ　医療費控除のしくみ

医療費控除の適用要件

医療費控除は、所得税を納税する人が、自分や生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に適用できるものです。

対象となる医療費は、課税対象年の１月１日から12月31日までに支払った費用ですので、平成26年分の確定申告では、平成26年１月１日から12月31日までに支払った費用が対象となります。

医療費控除の対象に含まれる金額は、課税対象年に実際に支払った金額ですので、治療を受けても医療費が未払いの場合や、年が明けてから申告時までの間に支払った場合は控除対象になりません。

クレジットカード支払いの場合

クレジットカードにより医療費を支払った場合は、カード会社が患者に代わって医療費を立替払いし、後日、クレジットカードの利用料の口座引き落としがされる仕組みになっています。この場合、**請求金額の引き落とし時点ではなく、クレジットカードを使って医療費を病院に支払った日が、医療費控除の対象年となります**ので注意する必要があります。

なお、クレジットカード支払いの場合は、カード決済の明細を病院から受け取り添付する必要がありますので、大事に保管してください。

［具体例］

例えば、平成26年12月に病院で診療代をクレジットカードで支払って、クレジットカードの利用料の口座引き落としが平成27年１月の場合は、平成26年分の医療費控除の対象となります。

医療費控除の計算方法

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

○実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる金額＝Ａ
○10万円、又は総所得金額等が200万円未満の人の場合は総所得金額等の５％の金額＝Ｂ
○「Ａ」－「Ｂ」＝医療費控除（最高200万円）

なお、保険などで補てんされる金額とは、生命保険契約などで支給される入院給付金、健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金などで、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くものです。

医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費については、所得税法施行令第207条各号に掲げるもののうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

なお、医療費の額に消費税等の額が含まれている場合には、消費税等込の額となります。

Ⅱ　医療費控除の対象となる具体例

○（対象になる）
×（対象にならない）

入院時の差額ベット代

・治療に必要と医師が判断した場合……○
・本人の都合で使用した場合……×

入院時の食事代

・患者本人分（医療機関から支給された分）…○
・付き添い人分、患者の好みで自己調達分……×

病院に支払うクリーニング代

・病院が用意したシーツや枕カバー……○
・患者自身のパジャマ等……×

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

入院のための寝具や洗面道具等の購入費用

・入院をする際に必要な寝具や洗面道具などの身の回り品の購入費用……×

交通費

・急病による入院のためのタクシー代……○
・通院時の電車、バスの利用料金（本人、付き添い人分）……○
・通院のためのガソリン代、駐車料金……×

人間ドック、健康診断費用、特定保健指導

・健康診断の結果、重大な疾病が発見され、そのまま治療や医師の指導を受けた場合……○
・異常なしの場合……×

医薬品（市販薬を含む）

・風邪薬、胃腸薬、漢方薬・ビタミン剤（医師の処方あり）……○
・漢方薬・ビタミン剤（医師の処方なし）、栄養ドリンク、乗り物酔い止めの薬……×

在宅療養の世話の費用

・保健師、看護師又は准看護士による療養上の世話の対価……○
・また、これらの者以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼した者から受ける療養上の世話の対価……○

この場合、療養の場所については、病院であるか自宅であるかを問いません。したがって、例えば、在宅療養の寝たきり老人の療養上の世話を家政婦に依頼した場合の対価は、医療費控除の対象となります。

家事を家政婦に依頼した費用

・例えば、出産後しばらく無理ができないので、子供の世話や家事を家政婦に依頼した対価…×
（**療養上の世話を家政婦に依頼した場合の対価は対象となりますが、子供の世話や家事を依頼した場合の対価は対象となりません**）。

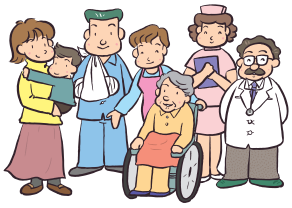

「西郷隆盛は税務職員」

西郷隆盛は、1868年（慶応４年）大総督軍参謀として東征、勝海舟と会談して江戸城を無血開城させ平和裏に収め、明治時代を築いた功労者です。10代後半の吉之助という名前のとき、薩摩藩の郡方（こおりかた）に任命され、今の税務署に当たる役所に勤務していました。

3月の税務と労務

・国税／平成26年分所得税の確定申告　２月16日～３月16日
・国税／個人の青色申告の承認申請　３月16日
・国税／贈与税の申告　２月１日～３月16日
・国税／２月分源泉所得税の納付　３月10日
・国税／個人事業者の26年分消費税の確定申告　３月31日
・国税／１月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　３月31日
・国税／７月決算法人の中間申告　３月31日
・国税／４月、７月、10月決算法人の消費税の中間申告（年３回の場合）　３月31日
・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告　３月16日

4月の税務と労務

・国税／３月分源泉所得税の納付　４月10日
・国税／２月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　４月30日
・国税／８月決算法人の中間申告　４月30日
・国税／５月、８月、11月決算法人の消費税の中間申告（年３回の場合）　４月30日
・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出　４月15日
・地方税／固定資産税（都市計画税）の第１期分の納付　４月中において市町村の条例で定める日
・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧　４月１日～４月20日または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
・地方税／軽自動車税の納付　４月中において市町村の条例で定める日
・労務／労働者死傷病報告（１月～３月分）　４月30日

行動する法人会

－平成27年度税制改正に関する提言－

全法連では、平成27年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自　民　党

予算・税制に関する政策懇談会
10月29日

財政・金融・証券団体委員長　鈴木　馨祐 氏

田中　和徳氏　　柴山　昌彦氏　　武村　展英氏
中山　展宏氏　　若林　健太氏　　長峯　　誠氏
猪口　邦子氏　　太田　房江氏　　石田　昌宏氏　他

公　明　党

税制改正要望等ヒアリング
12月17日

財政金融部会長　西田　実仁 氏

斉藤　鉄矢氏　　大口　善徳氏　　伊藤　　渉氏

中野法人会は、11月に長妻・松本衆議院議員、田中区長に提言書を送付しました。

財　務　省

10月24日

財務副大臣　御法川　信英 氏

左から　横山専務理事、柳田税制・税務委員長、
御法川財務副大臣

民　主　党

財務・金融部門会議税制改正要望等団体ヒアリング
10月22日

座　長　前原　誠司 氏

大久保　勉氏　　古川　元久氏　　古本伸一郎氏
尾立　源幸氏　　武正　公一氏　　鷲尾英一郎氏

国　税　庁

表敬訪問　　10月29日

長官　林　　信光 氏　　次長　佐川　宣寿 氏

左手前から　林長官、佐川次長
左手前から　長谷川税制・税務副委員長、池田会長
柳田税制・税務委員長、横山専務理事

―― 会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

中野区だより

～ 12月18日「初心者のためのパソコン講座」（共催：中野区・専門学校東京テクニカルカレッジ）～

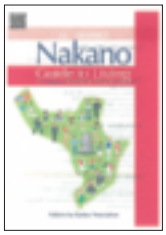

観光協会：新マップ発行

特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会（ナカノプラプラ）からのお知らせ

ナカノプラプラは発足以来、中野区にＩＣＴ・コンテンツ事業者らが集うネットワーク作りの促進を目指して活動を続けています。

この１月には「中学生プログラミング体験教室～Rubyでゲームを作ってみよう！」と題した中学生向けの催し物を後援しました。４時間の長丁場にもかかわらず、参加者の皆さんは集中して取り組み、それぞれに手ごたえを感じていただいたようでした。

これまでナカノプラプラは、プロジェクションマッピングの実例と技術の勉強会、中野発のマンガ作家の登竜門への考察「漫画家の登竜門を再考する」と題したトークショーをシリーズで開催（継続中）するなど、様々な切り口でＩＣＴ技術やコンテンツビジネスへのアプローチを試み、多くの方々にご興味をお持ちいただいています。

まだ発足してからの歳月も短く、型にはまった団体ではありませんが、その分、業種・ジャンルや個人、法人を問わずに、自由な情報交換のできるコミュニティになりつつあります。

コンテンツの街として外国からの旅行者も訪れるようになった中野に、新たなビジネスチャンスを模索するネットワーク作りはまさにこれからが旬です。

ナカノプラプラ、お気軽に覗きに来てください。

活発な社会貢献活動を展開!!

「2015 中野区成人のつどい」に共催しました

（1月12日　於：サンプラザホール）

会場のサンプラザ前

～～～ ご来賓の皆様 ～～～

実行委員の皆様

祝辞：田中区長

熱気溢れるサンプラザの会場内

祝・打越太鼓

祝・一輪車で踊る（！）

祝・さぎプー登場

サンプラの13Fで（吉永氏）

『第29回中野通り桜まつり』に参加予定

桜満開、晴天、無事故で大成功で！

（平成27年4月3･4･5日　於：新井薬師公園）

◆『公益社団法人・第四回通常総会』開催ご案内◆

1. 日時：平成27年5月14日㈭　第一部『税務研修会』（午後3時30分～）13F スカイルーム
　午後3時より受付　第二部『通常総会』（午後4時30分～）13F スカイルーム
　午後3時30分開会　第三部『感謝状贈呈式』（午後5時30分～）13F スカイルーム
1. 会場：中野サンプラザ　第四部『懇親パーティー』（午後6時～）13F コスモルーム

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

部会だより

《源泉研究部会　第355回研修会》並びに
◆『新年初顔合わせ会』を開催◆
～ 平成26年度分・確定申告について ～

福間上席は、今回の研修のために資料を作成してきて下さり“所得税誤りやすい事例集”と“平成26年度分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き”を使い、懇切丁寧に研修して頂きました。

毎年のことではありますが、あくまでも基本に忠実に、そして同じ間違いを二度と繰り返さないよう、皆様真剣に受講されていました。

(株)関東バス　三原裕司

安藤部会長

今年度から、「確定申告会場」が新宿の住友ビル46階に変わることもあり、とにかく混乱がないよう、又、無事に「確定申告」が終了するよう祈るような思いです。これを機会に、「e-Taxの利用者の増加」も期待したいです。

内容の濃い、素晴らしい研修を有難うございました。

12月2日：役員会を開催（於：日本閣）

～ 皆様 真剣に… ～

～～ 講師の福間上席 ～～

《青年部会　第382回研修会》
◆ 基本に忠実に… !! ◆
～ 租税教室・講師養成研修 ～

12月５日、『第382回研修会』が法人会館で行われました。

今年で５回目になります。講師には、新宿税務署税務公聴官・渕名　真氏を招聘して「租税教室・講師養成研修」を行って頂きました。

翌週の13日に「租税教室」が予定されており、皆様真剣です。

あくまでも基本が大事です

中野法人会は毎年「講師養成研修」を行っている事もあり、講師の候補者は、大勢いますが、それでも改めて

(株)フロムエーワーク　竹下　芳

三鴨部会長

講師の渕名様

“基本に忠実に！”という思いで研修を受けました。

渕名氏の講義はとても分かりやすく、実践にすぐ役立つと思います。後は、講師を担当する際に、決して気負わず自信を持って臨めるかだと思います。

とにかく頑張ります。

渕名公聴官、有難うございました。

終了後の懇親会で…

《青年部会》
◆チャリティゴルフコンペ◆

12月10日、「太平洋クラブ江南コース」にて

・優　勝　萩原　昭彦様
・準優勝　内田こずえ様
・第３位　三鴨　信二様
（※次回３月４日幹事は、内田様＆新井様）

精鋭20名が熱い戦いを…！

―― 部会員募集中です。（詳細は TEL 3388－6896　中野法人会事務局まで）――

活発な社会貢献活動を展開!!

青年部会独自で“租税教室”を実施！

12月13日（区立武蔵台小学校）

応援頂いた皆様

講師：新井氏　アシスタント：奥谷氏

（12月12日 事前デモ　於：法人会館）

12月22日（区立白桜小学校）

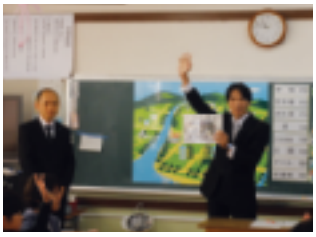

～～～～～ 講師：吉永氏　アシスタント：三鴨氏 ～～～～～

“職業紹介コーナー”

1月10日（区立上高田小学校）

～～～～～ 講師：矢島氏　アシスタント：三鴨氏 ～～～～～

“1億円は重いよ～！”

～～～～～ 講師：竹下氏　アシスタント：吉永氏 ～～～～～

応援頂いた皆様

◆「新年初顔合せ会」を開催◆（1月23日　於：ウエストフィフティーサード・日本閣）

恒例の「新年初顔合わせ会」がＯＢの皆様も含め35名の参加で開催されました。

冒頭、三鴨部会長は、年頭の抱負を熱く語り、青年部会は明るいスタートをきりました。

～ 部会長：年頭の辞 ～

～ 和やかな雰囲気で…！ ～

～ 中締：木村副会長 ～

―― 会員増強に皆様のご協力をお願い致します。――

大抽選会，喜びの笑顔・・・

（公社）中野法人会会員　（公社）中野法人会会員

← この会員証紙を切り取って確定申告書にお貼りください。